

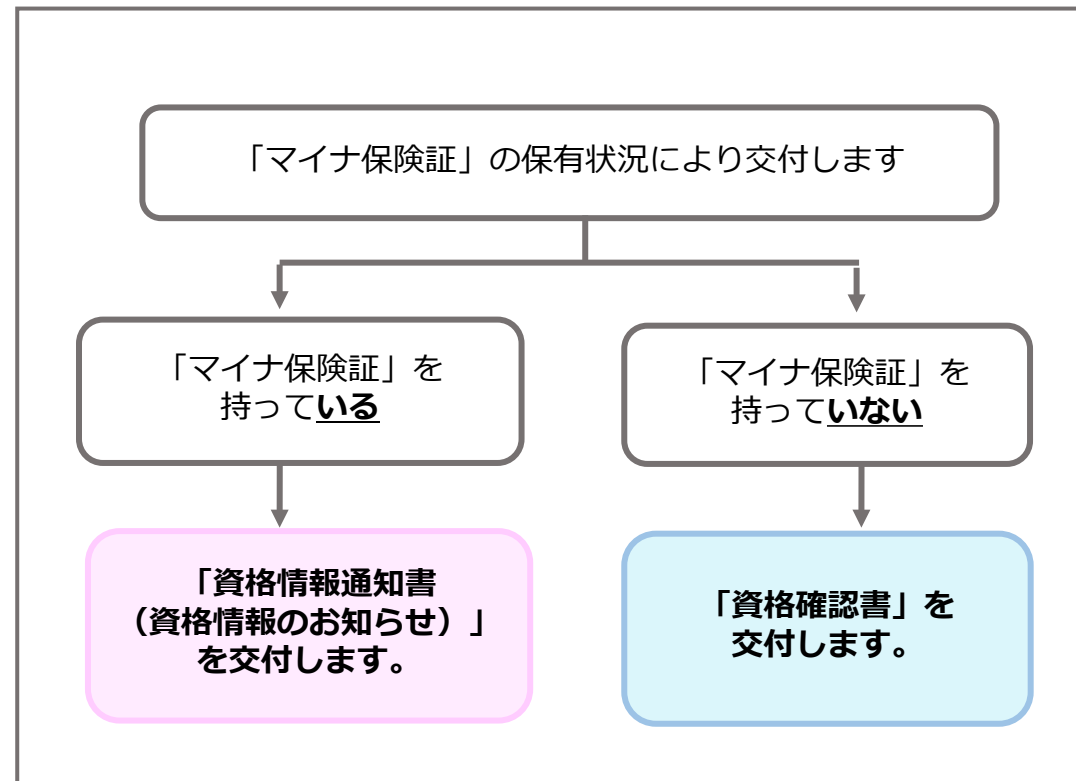
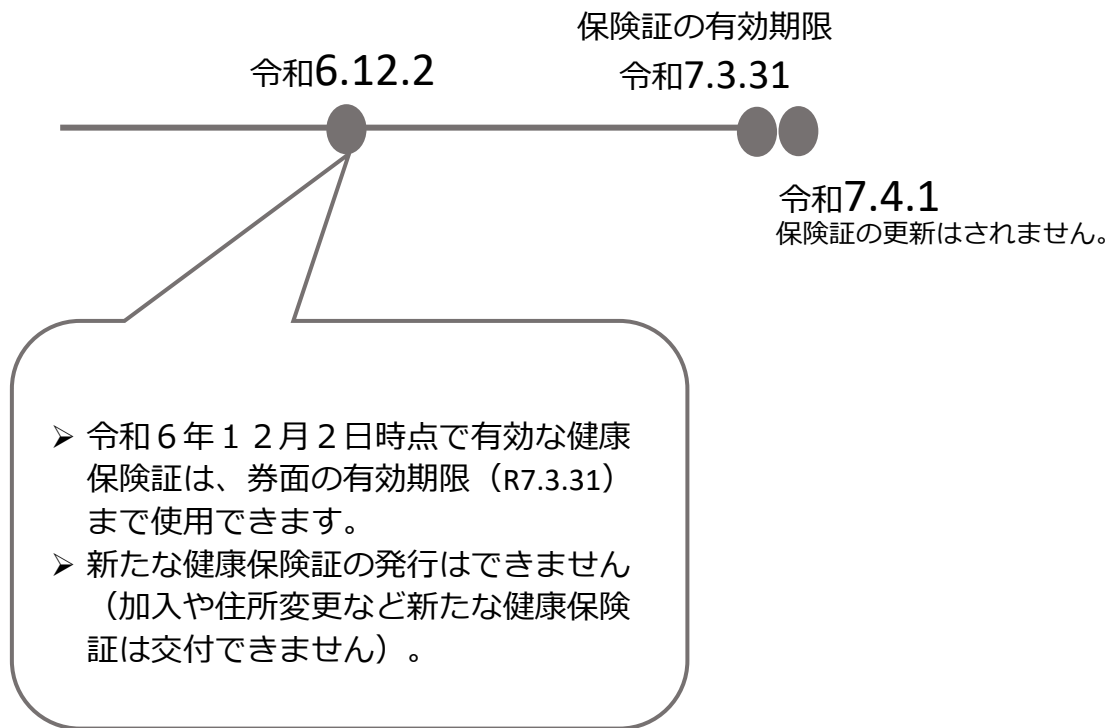
## 令和6年12月2日以降の保険証に関する大切なお知らせ

令和6年12月23日掲載

1. [保険証の新規発行の終了について](#)
2. [医療機関等を受診するとき](#)
3. [保険証は券面の有効期限まで使用できます](#)
4. [マイナ保険証は利用登録の手続きが必要です](#)
5. [資格情報通知書（資格情報のお知らせ）について](#)
6. [資格確認書について](#)
7. [各種届出について](#)
8. [限度額適用認定証について](#)
9. [マイナ保険証の利用登録解除について](#)

# 1. 保険証の新規発行の終了について

- 令和6年12月2日以降、新たな被保険者証（以下、保険証）は発行されなくなりました。  
ただし、お手元の保険証は一部の方を除き、保険証の券面に記載した有効期限（令和7年3月31日）まで使用することができます。
- 当組合に新たに加入した方、住所変更や保険証の再発行を希望する方へ保険証の発行ができなくなります。  
今後は「マイナ保険証」の保有状況により「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」または「資格確認書」を交付します。



国のシステムで「マイナ保険証」の保有状況を確認し交付します。  
[表紙へ](#)

## 2.医療機関を受診するときは・・・

### 「マイナ保険証」で受診できます。

- 健康保険証として使用できるよう利用登録したマイナンバーカードのことを「マイナ保険証」といいます。
- ご自身でマイナンバーカードを取得し健康保険証として使用できるよう利用登録を行います。

### 「保険証」で受診できます。

- 保険証は券面の有効期限（令和7年3月31日）まで使用することができます。
- 誤って破棄しないようにしてください。
- お手元の保険証の有効期限が切れる前に、〔マイナ保険証をお持ちでない方〕へは、保険証の代わりとなる「資格確認書」を交付します。医療機関の窓口で「資格確認書」を提示すると今までの保険証と同じように使用することができます。

---

<令和6年12月2日以降に新たに加入した方、住所や氏名など保険証の券面に変更のあった方、保険証を紛失した方>

### 「マイナ保険証」または「資格確認書」で受診できます。

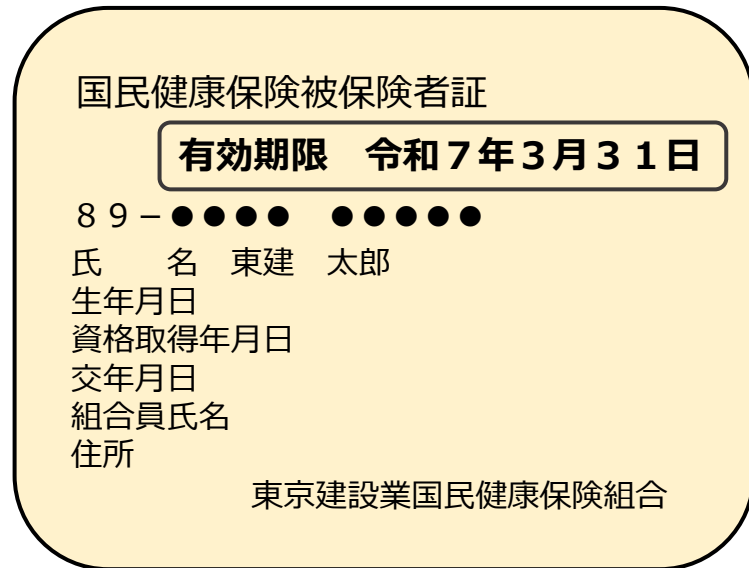
- 「マイナ保険証」の保有状況により「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」または「資格確認書」を交付します。
- 〔マイナ保険証をお持ちの方〕に「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」を交付します

資格情報通知書（資格情報のお知らせ）・・・マイナンバーカード（マイナ保険証）の券面には氏名・生年月日・住所などの記載しかなく、ご自身が加入している健康保険の資格情報がわかりません。ご自身が加入している健康保険の資格情報を確認できるよう「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」を交付します。また、「マイナ保険証」が使用できない医療機関では、「マイナ保険証」と「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」をセットで提示して受診します。※資格情報通知書（資格情報のお知らせ）のみで医療機関を受診することはできません。

- 〔マイナ保険証をお持ちでない方〕に保険証の代わりとなる「資格確認書」を交付します。医療機関の窓口で「資格確認書」を提示すると今までの保険証と同じように使用することができます。

### 3.お手元の保険証は券面の有効期限まで使用できます

- 券面の有効期限（令和7年3月31日）まで使用できます。  
誤って破棄しないよう注意してください



←券面の有効期限まで使用できます

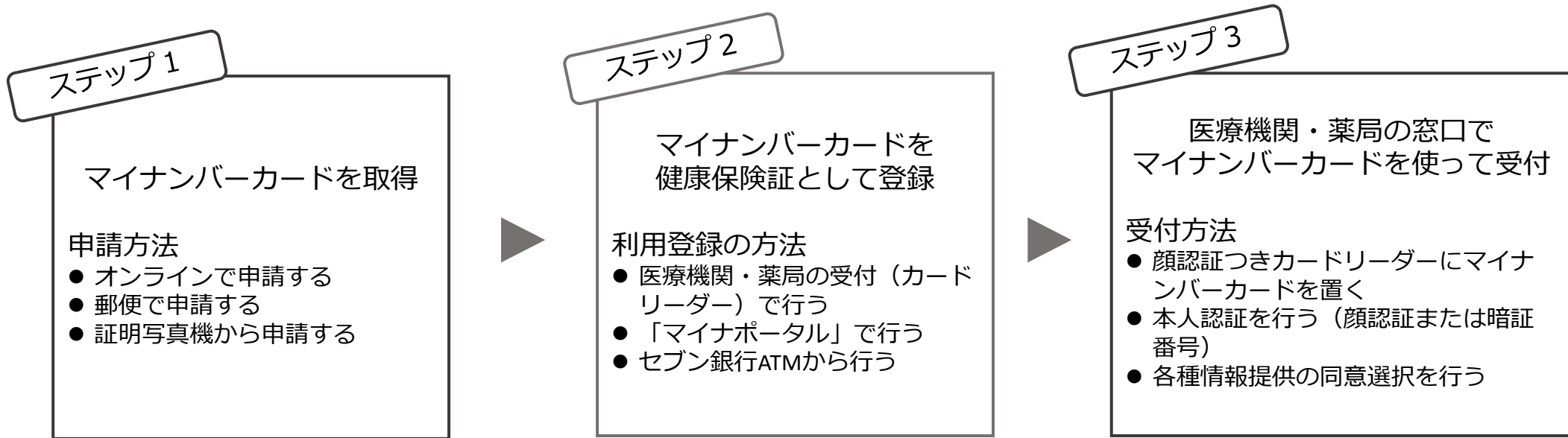
お手元の保険証の有効期限がきる前に「マイナ保険証」の保有状況を確認し「資格確認書」または「資格情報通知書」を交付します。

## 4. マイナ保険証は利用登録の手続きが必要です

健康保険証として使用できるよう利用登録したマイナンバーカードのことを「マイナ保険証」といいます。ご自身でマイナンバーカードを取得し健康保険証として使用できるよう利用登録を行います。

<マイナ保険証の利用登録→受診するまでのながれ>

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには次のステップ1～3の手続きが必要です。



注目

マイナ保険証の利用登録したけどやっぱりやめたい！

→利用登録のみ解除することができます。利用登録の解除を希望される方は東建国保まで利用登録解除の申請をしてください。

利用登録解除の申請後、国のシステムへ「マイナ保険証」の利用登録の解除登録を行い「資格確認書」を交付します。

（9.「マイナ保険証の健康保険証利用登録の解除」についてへ） 詳しくは所属の組合または東建国保までご連絡ください

## 5. 「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」について

「マイナ保険証」の保有状況を確認し、〔マイナ保険証をお持ちの方〕に「資格情報通知書(資格情報のお知らせ) を交付します。

マイナンバーカード（マイナ保険証）の券面には氏名・生年月日・住所などの記載しかなく、ご自身が加入している健康保険の資格情報がわかりません。ご自身が加入している健康保険の資格情報を確認できるよう「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」を交付します。また、「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」は「マイナ保険証」が利用できない医療機関を受診するときに「マイナ保険証」と一緒に提示することで受診することができます。

〔70歳以上の方の場合〕

これまで、保険証とは別に医療機関で支払う一部負担金の割合を記載した高齢受給者証（ハガキより少し小さいサイズ）を発行していましたが、今後、「高齢受給者証」と「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」は一体化され「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」に負担割合を記載して交付します。

「マイナ保険証」が利用できないときってどんなとき？

- オンライン資格確認が導入されていない医療機関を受診するときや、オンライン資格確認システムの機器不具合が発生したときを想定しています。

医療機関等で「マイナ保険証」が利用できないときは、「マイナ保険証」と「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」を一緒に提示するまたは、「マイナ保険証」とマイナポータルの被保険者資格情報画面を提示することで受診することができます。

注意）「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」のみで医療機関を受診することはできません。ご注意ください。

〔オンライン資格確認システムとは〕・・・医療機関等の窓口で、「マイナ保険証」（ICチップ）や「保険証」または「資格確認書」の記号番号により、加入している医療保険の資格情報が即座に確認できるシステムのことです。医療機関等では令和5年4月より原則としてオンライン資格確認システムの導入が義務付けられています。

## 6. 「資格確認書」について

「マイナ保険証」の保有状況を確認し、〔マイナ保険証をお持ちでない方〕へ「資格確認書」を交付します。

「資格確認書」を提示することで、これまでどおり医療機関等を受診することができます。「資格確認書」は、当分の間、本人の申請によらず国保組合で「資格確認書」を交付します。

〔70歳以上の方の場合〕

これまで、保険証とは別に医療機関で支払う一部負担金の割合を記載した高齢受給者証（ハガキより少し小さいサイズ）を発行していましたが、今後、「高齢受給者証」と「資格確認書」は一体化され「資格確認書」に負担割合を記載して交付します。

〔マイナ保険証をお持ちの方〕には「資格確認書」を交付することができません。ただし、下記の事由に該当する方は本人の申請により「資格確認書」を交付することができます。

- ① マイナンバーカードを紛失した方または更新中の方（有効期限を短く設定し交付します）
- ② マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方（マイナンバーカード本体の有効期限切れの方を含む）で有効期限が切れたあと継続利用の意向のない方
- ③ マイナンバーカードを返納した方（マイナンバーカード返納後すぐに「資格確認書」が必要なときは資格確認書の交付申請が必要です）
- ④ 医療機関を受診するにあたり第三者（介助者など）の補助が必要な方 →初回の申請以後は申請することなく国保組合で交付します

### 注目

「マイナ保険証を」紛失した場合の〈必要な手続き〉

- マイナンバーカード機能停止の手続きをする。マイナンバー総合フリーダイヤルへ連絡してください。  
【マイナンバー総合フリーダイヤル（通話料無料）0120-95-0178】
- 警察へ遺失届・盗難届を届出る
- お住まいの区市町村でマイナンバーカードの再発行の手続きを行う（再発行料など詳細についてはお住まいの区市町村までお問合せください）。
- 資格確認書の交付申請をする（所属の組合または東建国保までご連絡ください）。マイナ保険証が再発行されるまでの間、「資格確認書」を  
[表紙へ](#)

## 7.各種届出（資格取得・資格喪失・住所変更など）について

新規に加入された場合や資格喪失・住所（氏名）変更などの手続きはこれまでどおり届出が必要です。  
必要な書類をご用意の上、所属の組合にてお手続きをお願いします。

〔新規に加入された方へ〕

- 当組合では、マイナンバーや氏名・生年月日・性別・住所が正確に記入された資格取得届を受理し、国のシステムへ資格情報データを登録します。※法令上、資格取得届には、マイナンバーの記入が必要です。
- データ登録完了後、マイナ保険証の保有状況を確認し「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」または「資格確認書」を交付します。
- マイナ保険証の保有状況を確認できるまでに5日程度(土日祝除く)日数がかかります。（「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」または「資格確認書」の交付までに日数を要します）
- 〔マイナ保険証をお持ちの方〕は「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」が届いたら、マイナポータルにアクセスし医療保険の資格情報が当組合になっていることをご確認ください。



## 8. 限度額適用認定証等について

オンライン資格確認システムが導入されている医療機関で受診する場合、医療機関の窓口で限度額適用認定証情報の提供に同意することで「限度額適用認定証」を事前に準備する必要がなくなります。

### 〔利用方法〕

- 「マイナ保険証」で受診する場合は、限度額の情報に関する同意は不要となっています。自動連携されます。
- 「保険証」または「資格確認書」で受診する場合は、医療機関の窓口で「保険証」または「資格確認書」を提示し、口頭で“オンライン資格確認システムで限度額情報を利用してほしい”と申し出ます。

### 〔オンライン資格確認システムとは〕

医療機関等の窓口で、「マイナ保険証」（ICチップ）や「保険証」または「資格確認書」の記号番号により、加入している医療保険の資格情報が即座に確認できるシステムのことです。医療機関等では原則としてオンライン資格確認システムの導入が義務付けされています。

- 令和7年4月1日から〔マイナ保険証をお持ちの方〕には原則として限度額適用認定証が交付できません。
- オンライン資格確認システムを導入していない医療機関を受診する際は、「限度額適用認定証」の提示が必要です。「限度額適用認定証」は、これまでどおり交付申請していただくことにより「限度額適用認定証」（ハガキより少し小さいサイズ）を交付します。
- 過去12カ月の入院日数が90日を超える非課税世帯の方が入院時の食事療養費の減額を受ける場合は、別途申請が必要です。

※特定疾病療養受領証はこれまでどおり申請により交付します。

## 9. マイナ保険証の健康保険証利用登録の解除について

マイナ保険証の健康保険証利用登録は解除することができます。

- 利用登録の解除を希望される方は届出による申請が必要です。
- 当組合で国のシステムへ「マイナ保険証」の健康保険証利用登録の解除登録を行ったあと「資格確認書」を交付します。解除申請を受理した時点でお手元に有効な保険証をお持ちの場合は、券面の有効期限までそのまま使用してください。
- 利用登録を解除すると「マイナ保険証」は使用できなくなります。
- 利用登録解除後に再度利用登録することも可能です。その際はご自身で再度マイナ保険証利用登録を行います（4.「マイナ保険証は利用登録手続きが必要です」へ）

詳しくは所属の組合または東建国保までご連絡ください

<マイナ保険証の利用登録が解除されたことを確認したい場合>

マイナポータルでの健康保険証利用登録の申込状況画面で確認することができます。ただし、解除登録の情報が反映されるまでに1～2カ月程度かかります。

- 解除申請後から解除登録が完了するまで（1～2カ月）の間に、当組合を資格喪失し他の医療保険者等に異動されたときは、異動後の医療保険者等に“マイナ保険証の利用登録解除申請を行った”ことを申し出て「資格確認書」の交付を受けてください。

「マイナ保険証の健康保険証利用登録の解除申請書」はこちら